

別紙

エックス線装置に関する構造設備の概要

1 エックス線装置の製作者名、型式及び台数

台数	台	
製作者名		
型式		
製造年月日		
装置のタイプ	固定式（移動不能なもの） 可搬式（移動可能なもの） ポータブル	固定式（移動不能なもの） 可搬式（移動可能なもの） ポータブル
主な用途	撮影・透視・治療	撮影・透視・治療
設置時の状態	新品・中古品	新品・中古品
設置年月日	年 月 日	年 月 日

2 エックス線高電圧発生装置の定格出力

区分	管電圧	管電流	撮影時間	管電圧	管電流	撮影時間
長時間定格	kV	mA	-	kV	mA	-
短時間定格	kV	mA	秒	kV	mA	秒
蓄電式	kV	μF	-	kV	mF	-

3-1 エックス線装置の放射線障害防止に関する構造設備の概要

ア エックス線装置の共通事項

照射筒	有・無	有・無
絞リ	有・無	有・無
エックス線管の 容器及び照射筒 の漏れ放射線量	ミリグレイ/時間	ミリグレイ/時間
	マイクログレイ/時間	マイクログレイ/時間
総ろ過量	mmアルミニウム当量	mmアルミニウム当量

イ 透視エックス線装置

透視用画像モニターの種類	蛍光板、イメージインテンシファイア、 その他（ ）	蛍光板、イメージインテンシファイア、 その他（ ）
透視時間積算・ 警告音発生タイマー	有 ・ 無	有 ・ 無
利用線すい可動 絞り装置	有 ・ 無	有 ・ 無
蛍光板有効面積 外照射防止装置	有 ・ 無	有 ・ 無
受像器通過後の 放射線量	(受像器の接触表面から10cmの距離) マイクログレイ/時間	(受像器の接触表面から10cmの距離) マイクログレイ/時間
透視時の最大受像 面を3cm超える部 分を通過した放射 線量	(当該部分の接触可能表面から10cm の距離 ) マイクログレイ/時間	(当該部分の接触可能表面から10cm の距離 ) マイクログレイ/時間
被照射体周囲の 散乱線防護手段	有 ・ 無	有 ・ 無

ウ 撮影用エックス線装置

利用線すい可動 絞り装置	有 ・ 無	有 ・ 無
照射野の直径 (口内法撮影用X線 装置の場合)	センチメートル	センチメートル
エックス線管焦 点及び被照射体 から作業従事者 までの距離(移動型 及び携帯型X線装置並び に手術中使用するX線装置)	メートル	メートル

エ 治療用エックス線装置

利用線すい可動 絞り装置	有 ・ 無	有 ・ 無
ろ過板保持装置 (インターロック)	有 ・ 無	有 ・ 無

3-2 エックス線診療室の放射線障害防止に関する構造設備の概要

1週間の延べ撮影回数		回			
1週間の延べ透視時間 (透視エックス線装置)		時間			
診療施設の概要	形態	独立家屋 ( 階建て)、マンション等の集合家屋 ( 階建て 階) その他 ( )			
	構造	耐火構造 ( )、 木造・木造モルタル、 プレハブ、 その他 ( )			
エックス線診療室の概要	形態	エックス線診療専用の室、 診療室と兼用の室、 手術室と兼用の室、 その他 ( )			
	操作室の有無	有 ・ 無			
診療室等の遮へい物等の概要	区分	材 料	厚 さ	放射線防護に関する措置	
	天井				
	床				
	周等 囲 (の壁 遮を へ含 いむ 物)	東 側			
		西 側			
		南 側			
		北 側			
	出入口の扉				
	診療室の遮へい物の外側における最大放射線量	ミリシーベルト / 1週間 マイクロシーベルト / 1時間 ( )			
	標識の有無	有 ・ 無			
注意事項の掲示	有 ・ 無				

3-3 診療施設における放射線障害の防止に関する予防措置の概要

管理区域	管理区域の境界における最大放射線量	ミリシーベルト／3月間
	立入制限措置	遮へい物（材質等： ）による区画、 白線による区画、その他（ ）
	標識の有無	有 ・ 無
敷地内の居住区域及び敷地の境界	人が居住する区域における最大放射線量	マイクロシーベルト／3月間
	敷地の境界における最大放射線量	マイクロシーベルト／3月間
その他	診療施設の見取図	(別添)
	エックス線装置を使用する室の遮へい物等の配置状況	(別添)

3-4 その他放射線障害の防止に関する予防措置の概要

防護用具の保有状況	防護手袋（ 対）、防護エプロン（ 人分）、ネックガード（ 個）、防御メガネ（ 個） その他（名称： ）
エックス線診療従事者等の放射線測定器の保有状況	フィルムバッジ（ ）、熱ルミセンス線量計（ ）、 ポケット線量計（ ）、 その他（名称： 、数量： ）
エックス線診療室等の放射線測定器の保有状況	有 ・ 無 (測定器名： 、数量 )
その他の措置（健康診断等）	

4 エックス線診療に従事する獣医師の氏名及びエックス線診療に関する経歴

氏名	年齢	エックス線診療に関する経歴

電離放射線漏洩エックス線量測定報告書を添付してください。

[記載上の注意注]

1 エックス線装置の製作者名、型式及び台数

設置しているエックス線装置の台数を記入の上、エックス線装置ごとに、製作者名（製造業者名）、型式、製造年月日、装置のタイプ（固定式、可搬式、ポータブルの別）、主な用途、設置時の状態（新品・中古品の別）及び設置年月日を記入すること。

2 エックス線高電圧発生装置の定格出力

エックス線装置ごとに、長時間定格（透視を行う場合）にあつてはエックス線管公称最高管電圧（波高値、kV）及びエックス線管電流（平均値、mA）を、短時間定格（撮影を行う場合）にあつてはエックス線管公称最高管電圧（kV）及びエックス線管電流（固定陽極エックス線管にあつては1秒、回転陽極エックス線管にあつては0.1秒、mA）及び撮影時間（秒）を、蓄電式のものにあつては最高充電電圧（kV）及びコンデンサー容量（ $\mu$ F）を記入すること。

なお、短時間定格の表示が管電流時間積になっている場合には、mAs単位で記入しても差し支えない。

(注) 1 エックス線装置が撮影用のみであるものであつてコンデンサーを備えていないものは、短時間定格のみを記入すること。

2 高電圧変圧器の2次側に複数個の整流器とコンデンサーを組み合わせているもの（全波整流方式）は、連続定格、短時間定格並びにコンデンサーの電圧及び容量についてすべて記入すること。

3-1 エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

ア エックス線装置の共通事項

(1) それぞれの項目についてエックス線装置ごとに記入すること。「照射筒」については、エックス線管の照射筒の有無を、「絞り」については、可変型絞りである場合に記入すること。

(2) エックス線管の容器及び照射筒の漏れ放射線量については、次の区分により、利用線すい以外のエックス線量を測定した値を記入すること。

- 可
- a 定格管電圧が50キロボルト以下の治療用エックス線装置の場合は、エックス線装置の接触可能表面から5cmの距離
  - b 定格管電圧が50キロボルトを超える治療用エックス線装置の場合は、エックス線管焦点から1mの距離及びエックス線装置の接触可能表面から5cmの距離
  - c 定格管電圧が125キロボルト以下の口内法撮影用エックス線装置の場合は、エックス線管焦点から1mの距離
  - d 上記a～c以外のエックス線装置の場合は、エックス線管焦点から1mの距離
  - e コンデンサ式エックス線高電圧装置の場合は、充電状態であつて照射時以外のときの接触可能表面から5cmの距離
- 可

「総ろ過量」については、エックス線管の管球及び容器の固有ろ過値、照射筒及び絞りの付加ろ過値の和とすること。

イ 透視用エックス線装置

(1) 透視用画像モニターの種類については、蛍光版、テレビモニター、その他の別を記入すること。

(2) 透視時間積算・警告音発生タイマー、利用線すい可動絞り装置及び「蛍光板有効面積外照射防止措置については、その有無を記入すること。

(3) 受像器通過後の放射線量については、蛍光板、イメージインテンシファイア等の受像器を通過したエックス線量を、利用線すい中の当該受像器の接触可能表面から10cm距離で測定し、記入すること。

(4) 透視時の最大受像面を3cmを超える部分を通過した放射線量については、当該部分の接触可能表面から10cmの距離において測定し、記入すること。

(5) 被照射体周囲の散乱線防護手段については、鉛柵を設ける等により散乱線を遮へいするための措置が採られているかどうかを記入すること。

ウ 撮影用エックス線装置

利用線すい可動絞り装置については、その有無を記入すること。

エ 治療用エックス線装置

(1) 利用線すい可動絞り装置については、その有無を記入すること。

(2) ろ過板保持装置については、ろ過板が引き抜かれたときエックス線の発生を遮断するインターロックが作動するろ過板保持装置の有無を記入すること。

### 3-2 エックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

(1) 「1週間の延べ撮影回数及び1週間の延べ透視時間」については、最近1年間の1週間における延べ最多撮影枚数及び延べ最長透視時間(透視エックス線装置)を記入すること。なお、エックス線装置を設置後1年を経過していない場合には、将来の使用状況等を勘案の上、過少となることのないよう、1週間における延べ最多撮影回数及び延べ最長透視時間の見込みを記入すること。

(2) 診療施設の概要については、上段及び下段とも該当するものに○を付し、独立家屋の場合には何階建ての建物であるかを、マンション等の集合家屋の場合には家屋の何階にあるのかを、その他の場合には( )内にその建物の構造を簡潔に記入、また耐火構造のものにあつては( )内にその主たる建築素材を記入すること。

(3) エックス線診療室の概要については、エックス線診療専用の室、診療室と兼用の室、手術室との兼用の室、その他の別に該当するものに○を付し、その他の場合には( )内にその内容を簡潔に記入すること。

(4) 診療室の遮へい物の概要については、天井、周囲の遮へい物等の材料、厚さを記入し、放射線防護に関する措置の項には鉛板(厚さ○mm)を入れているなどその内容を簡潔に記入すること。この場合、遮へい物等には壁を含む。

(5) 診療室の遮へい物の外側における最大放射線量については、専用のエックス線診療室である場合には、診療室の壁等の外側の最も近接した点で通常の使用状態において最大値となる場所で測定した線量当量率の最大値に1週の使用時間(最長)を乗じて算出した値(ミリシーベルト/1週間)を、専用室でない場合には、遮へい物の外側の最も近接した点で通常の使用状態において最大値となる場所で測定した値(マイクロシーベルト/1時間)を記入すること。なお、エックス線装置を2台以上設置している場合には、すべてのエックス線装置に係る値の総和を記入すること。

(6) 標識については、エックス線診療室である旨を示す標識を掲げているかどうかを記入すること。

(7) 注意事項の掲示については、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しているかどうかを記入すること。

### 3-3 診療施設における放射線障害の防止に関する予防措置の概要

#### (1) 管理区域

ア 管理区域の境界における最大放射線量については、管理区域の境界における通常の使用状態において最大値となる場所で測定し、すべてのエックス線装置に係る実効線量を合計した値(ミリシーベルト/3月間)を記入すること。

イ 立入制限措置については、遮へい物による区画又は白線による区画を行っている場合には○を付し、部外者立入禁止のためのさく、縄張等により区画している場合には( )内にその内容を簡潔に記入すること。

ウ 標識の有無については、管理区域である旨及び立入禁止区域である旨を示す標識を掲げているかどうかを記入すること。

#### (2) 敷地内の居住区域及び敷地の境界

人が居住する区域及び敷地の境界における最大放射線量については、管理区域の境界における通常の使用状態で最大値となる場所において測定し、すべてのエックス線装置に係る実効線量を合計した値(マイクロシーベルト/3月間)を記入すること。

#### (3) その他

診療施設の見取図を別添1として、エックス線装置を使用する室の遮へい物等の配置状況を別添2として、エックス線診療室、管理区域、敷地内居住区域等が分かるように記入すること。なお、図には、長さ、厚さ等放射線防護に関する事項を壁、遮へい物等について記入すること。

### 3-4 その他の放射線障害の防止に関する予防措置の概要

(1) 防護用具の保有状況については、防護手袋、防護エプロンを備えている場合には○を付した上で、( )内に保有数量を記入し、防護マスク、防護頭きんその他の防護用具を備えている場合には( )内にその名称及び数量を記入すること。

(2) エックス線診療従事者等の放射線測定用具等の保有状況については、フィルムバッチ、熱ルミネセンス線量計、ポケット線量計を備えている場合には○を付した上で、( )内に保有数量を記入し、蛍光ガラス線量計、アラームメーターその他の測定用具を備えている場合には、( )内にその名称及び数量を記入すること。

(3) エックス線診療室等の放射線測定器の保有状況については、その有無を記入し、有している場合には、( )内にその名称及び数量を記入すること。

(4) その他の措置(健康診断等)については、エックス線診療従事者等に対して行っている健康診断等上記以外に行っているエックス線防護に関する措置があれば記入すること。

#### 4 エックス線診療に従事する獣医師の氏名及びエックス線診療に関する経歴

エックス線診療に従事する獣医師の氏名、年齢及びエックス線診療に関する経歴を記入しエックス線診療に関する経歴にはエックス線診療に従事した年数及びエックス線に関する講習会への参加状況(講習会名、開催者、開催時期、開催日数等)を記入すること。